横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第454号)

平成18年5月25日

※ 個人情報保護の観点から、本文中の「4 申立人の本件処分に対する意見」については、一部記載を省略しています。

横情審答申第454号 平成18年5月25日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成17年3月7日教小中第779号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「万騎が原小学校不登校問題に係る関係者への聞取り調査票(平成15年11月、12月及び2月)(平成16年3月29日万騎が原小学校に係る記者発表資料の原議作製の基となった資料一式)」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「万騎が原小学校不登校問題に係る関係者への聞取り調査票 (平成15年11月、12月及び2月) (平成16年3月29日万騎が原小学校に係る記者発表 資料の原議作製の基となった資料一式)」を個人情報一部開示とした決定のうち、 185番から196番までの調査1欄及び調査2欄を非開示とした決定は妥当ではなく、当 該部分については開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当で ある。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「万騎が原小学校不登校問題に係る関係者への聞取り調査票(平成15年11月、12月及び2月)(平成16年3月29日万騎が原小学校に係る記者発表資料の原議作製の基となった資料一式)」(以下「本件個人情報」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市教育委員会(以下「実施機関」という。)が平成16年12月1日付で行った個人情報一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成12年2月横浜市条例第2号。平成17年2月横浜市条例第6号による改正前のもの。以下「旧条例」という。)第17条第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件個人情報は、児童及び保護者である第三者から提供された情報であり、その氏名、聞取内容、発言内容及び発言内容が類推される部分については、子どもたちの人間関係上に係る感情表現や内心などが記載されており、開示することにより、今後子どもたちの心情に影響を及ぼすおそれがあり、また、同じ学校区であり異議申立人(以下「申立人」という。)と当該第三者との間に新たな利害関係が生じるおそれがあるなど、当該第三者のプライバシー等正当な権利利益を侵害するおそれがあるため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対す

る意見は、次のように要約される。

- (1) 児童及び保護者氏名、聞取内容、発言内容及び発言内容が類推される部分の非開示を取り消す、との決定を求める。
- (2) 平成16年3月29日の万騎が原小学校に係る記者発表資料の原議作製の基となった 資料一式として、万騎が原小学校の不登校問題に係わる聞取調査票の開示を強く求 める。
- (3) 児童・生徒指導担当課長並びに教職員人事課長の両氏によって行われた記者発表により、新聞各紙は、「他の児童やその保護者の言い分と女児側の説明がかみあわず、いじめの事実は確認できていない」「現時点ではいじめであったかどうかは判断出来ない」という内容の記事を掲載した。

申立人らは今日の日まで、万騎が原小学校並びに実施機関の双方から一度もこれらの調査の経過説明について説明を受けていない。それゆえ、現在の申立人らが置かれている状況並びに申立人の学校生活を維持していく為には、この開示によって他の児童・保護者を含め、学校関係者が何を語ったかを知ることは必要不可欠なものである。

まして、平成16年3月29日のこの時点で、実施機関がどういう根拠でこの様な趣旨の発表をするに至ったのか、当事者として説明を求めるのは当然の権利だとも考える。

- (4) 申立人らはこの異議申立てと同時に、万騎が原小学校から調査の経過説明どころか何の状況説明も報告もないまま、まして実施機関から申立人らへの聞取りも一度もされないままで、3月29日にこのような学校の報告のみを原議とした、一方的な記者発表を実施機関がした事自体を、申立人らの人権を無視した行為と強く抗議する。
- (5) 異議申立ての前提に、「万騎が原小学校不登校問題に係わる関係者への聞取調査 票」の調査内容すべてが、第三者からもたらされた申立人の個人情報であることを 明言する。自分の情報でありながら、どうして本人が全く知る事を許されないのか 不思議である。

申立人の不登校の原因を、「先生の不適切な指導とクラスメートによるいじめが 原因である」と主張し、申立人らはその調査をお願いしたが、いまだに関係機関か ら調査報告を受けていない。

聞取調査において、児童やその保護者の誰が呼出しに応じたのか、過去の担任を

含む関係者がどの様な話をしたのか、全く知らない。申立人は、いじめの調査を依頼した当事者であり、同時にこの調査結果によって一番影響を受ける者でありながら、調査結果をこの情報公開の席でしか知る術を与えられていないのである。このままだと、申立人は自分が主張した事が正当だったのかどうか知る機会を永久に失う事になる。申立人のこれからの長い人生を考えても、今の学校生活を考えても、申立人らはそれが申立人の権利利益を著しく損ねる行為だと考える。

- (6) 実施機関は、「第三者に関する情報を含む個人情報であって、第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがある」と非開示の理由にあげているが、申立人がいじめを訴えた当時も現在も、いじめていた児童を含む関係者の権利利益は、申立人らのそれと著しく違い、学校や行政機関によって何にもまして完全に守られている。今回その内容を申立人らが知る事によっても、現実に彼等の権利や利益が損なわれる可能性は全くない。実施機関は何を根拠に、第三者の権利利益が侵害されていると主張しているのか。
- (7) 今回開示を受けない事で、今後も著しい不利益を受ける恐れが申立人にはある。 申立人らが聞取調査票の開示を求める最大の理由がここにある。
- (8) 申立人が書いた中田市長への手紙の内容がマスコミに出たが、「いじめとはいえない。体罰もなかった」と、平成16年3月29日の記者発表で、実施機関は、申立人の過去の発言を否定した。この突然の記者発表が正当であったのか否かを検証する為にも、その発表の原議となった今回の情報開示は不可欠である。申立人のプライバシーを侵してまで、公の席で実施機関はあの様な発言をしたのだから、申立人の質問に答える責任が実施機関にはあると申立人らは考える。その意味においても、この異議申立ては、必ず認められる事であると信じている。調査票が開示される事によって、申立人の個人情報が保護されるだけでなく、かえって第三者の権利利益が正当に守られ、申立人らと第三者を含む人間関係が再構築されるものであると考える。
- (9) 申立人らの訴えによっていじめの調査として他の児童・保護者から情報を収集しているのに、学校は、その結果及び経過を一切申立人らに知らせないで、実施機関に報告書を提出していた。個人情報の本来の利用目的は、申立人らの訴えによる事実調査であれば、学校側に申立人らへの報告義務があるのは当然である。個人情報の利用目的が複数であったり、変更があったのならば、当然本人の同意が必要であり、今回の事例は不正な手段によって個人情報を取得したといっても過言ではない。

- (10) 実施機関による記者発表として、第三者へ申立人の個人情報が提供されているが、 その内容や公表するという行為自体も申立人らには通知されていない。記者発表の もう一方の当事者の保護者へは、学校は取得した情報を事前に報告し、保護者は同 意しているが、申立人らには連絡も報告もなかった。
- (11) 現在の担任や校長はいじめだったと認める発言をしている。どうしてこの事実を 実施機関は認めないのか。いじめは、まだなくなっておらず、実施機関は人権侵害 を野放しにしておく体質で、子供たちにどのような教育ができるというのか。
- (12) 今回こそは申立人らの主張に実施機関が謙虚に耳を傾けていただきたいと切に願っており、そのように審査会委員の皆様に指導していただけるものと信じている。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

万騎が原小学校では、平成15年11月から平成16年3月までの間に不登校問題に係る関係者への聞取調査(以下「本件調査」という。)を行っている。この調査において聞き取った内容を記録した調査票が、本件個人情報である。この調査票は、保護者の訴えの欄、平成15年11月から平成16年2月までに関係児童及び関係教員に対して行った調査の内容である調査1欄、平成16年2月から3月までに関係児童及び保護者に対して行った再調査の内容である調査2欄、備考欄等で構成されている。

(2) 条例改正について

旧条例は、平成17年2月横浜市条例第6号により改正されたが、本件処分及び本件諮問は旧条例に基づき行われたものであるため、当審査会では、旧条例の規定により本件処分の妥当性について判断する。

- (3) 旧条例第17条第4号の該当性について
 - ア 旧条例第17条第4号では、「第三者に関する情報を含む個人情報であって、開 示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき」 は、当該個人情報を開示しないことができると規定している。
 - イ 本号は、個人情報の開示に関して、当該本人開示請求者以外の者の情報が含まれている場合に、当該第三者の正当な権利利益を保護するために開示しないことができることを定めたものである。ここでいう「第三者に関する情報」とは、本人が第三者について述べた意見等の記録や第三者から提供された本人に関する情報であって、情報提供者等である第三者が特定され得るものをいうものである。
 - ウ 実施機関は、本件個人情報のうち調査1欄、調査2欄及び備考欄に記録された

児童及び保護者の氏名、聞取内容、発言並びに発言内容が類推される部分を本号に該当するため非開示としたとしている。これに対し、申立人は、申立人の保護者からの依頼に基づき行われた調査であり、調査内容すべてが第三者からもたらされた申立人の個人情報であるので、本件個人情報は開示されるべきであるとの主張をしている。

- エ 個人情報の本人開示請求は、個人が実施機関の保有する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、本人開示請求のあった保有個人情報については開示することが原則である。一方で、当該個人情報を開示することにより影響を受ける第三者又は法人等の権利利益、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に開示することによる利益と開示しないことによる利益とを慎重に比較衡量した上で、開示・非開示の判断を行うことが必要となる。また、教育に関する専門性を持つ実施機関が本件個人情報の開示に当たって、関係児童の権利利益の保護のために一部を非開示としたことが教育的配慮の結果であることにも配慮を必要とするものと考える。
- オ 当審査会では、上記の点を踏まえ、本件個人情報の見分を行った。

本件個人情報の保護者の訴えの欄には申立人の保護者から提出された手紙の内容がそのまま記録されており、それが196項目に区分されていることが認められた。これらの項目は、「君」、「あなた」など特定の者に申立人の保護者が問いかける形で書かれていることから、申立人の保護者が想定している調査対象者が存在すると考えられ、第三者が特定され得るものといえる。このため、申立人の保護者の質問と考えられる部分に対応する調査1欄、調査2欄等を開示すると、調査対象者がどのように回答したか、あるいは回答しなかったのかなどの情報が明らかとなり、当該質問項目に答えるべき調査対象者が調査に対してどのような対応をとったのか申立人に推測し得ることとなる。本件調査に対する調査対象者の対応が推測されると当該問題に対する考え方の相違などから申立人と調査対象者の対応が推測されると当該問題に対する考え方の相違などから申立人と調査対象者の内間関係に影響を及ぼすおそれを否定することはできず、ひいては調査対象者の正当な権利利益を侵害する蓋然性が高いと認められる。一方、保護者の訴えの欄に申立人の保護者の感想や意見のみが書かれている場合は、調査対象者に回答を求めているものではないため、調査1欄、調査2欄等を開示しても調査対象者の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められない。

カ ところで、本件個人情報は、保護者の訴えの欄の区分に対応して、調査1欄及

び調査2欄が設けられていることから、この区分ごとに学校が調査対象者に質問したものと推測できる。しかし、保護者の訴えの欄の内容を個々に見ると、一つの区分が文章を非常に細分化したものであるため一つの欄の内容だけでは意味を理解しかねるものも含まれている。また、一方の当事者の主張を他の当事者にそのまま伝えるという調査方法にどれだけの合理性があるか否かはともかく、当審査会としては、実施機関がどのような意図を持って申立人の保護者の手紙そのものを細分化し、調査対象者に質問したのか理解することができないことから、このような欄について個々の記載内容のみの質問であるか、感想・意見であるか判断することはできない。このため、前後の欄の内容を考え合わせ、一連のまとまりとして質問か否かを判断することとし、本件個人情報を見ると、1番から184番までの保護者の訴えの欄については、一部の欄には申立人の保護者の感想・意見が述べられているように思えるもの等が存在するが、前後の欄の内容を考え合わせると一連の質問として考えられるものである。一方、185番から196番までの保護者の訴えの欄については、質問と考えられる欄は含まれておらず、一連のまとまりとして申立人の保護者の感想・意見であると考えられるものである。

したがって、本件個人情報のうち、1番から184番までの調査1欄、調査2欄 及び備考欄の非開示部分については本号に該当すると認められるが、185番から 196番までの調査1欄及び調査2欄の非開示部分については本号に該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を旧条例第17条第4号に該当するとして一部開示とした決定のうち、185番から196番までの調査1欄及び調査2欄を非開示とした決定は妥当ではなく、当該部分については開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
平成17年3月7日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成17年3月18日 (第291回審査会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・第一部会で審議する旨決定
平成17年4月25日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年9月8日 (第68回第一部会)	• 審議
平成17年10月13日 (第70回第一部会)	• 審議
平成17年10月27日 (第71回第一部会)	• 審議
平成17年11月10日 (第72回第一部会)	• 審議
平成17年11月24日 (第73回第一部会)	・異議申立人の意見陳述・審議
平成17年12月8日 (第74回第一部会)	• 審 議
平成17年12月22日 (第75回第一部会)	• 審議
平成18年1月12日 (第76回第一部会)	• 審議
平成18年1月26日 (第77回第一部会)	• 審議
平成18年2月23日 (第79回第一部会)	• 審議
平成18年3月9日 (第80回第一部会)	• 審議
平成18年3月23日 (第81回第一部会)	• 審議
平成18年4月13日 (第82回第一部会)	• 審議